

緑区コ第711号
平成24年9月28日

東浦和地区連合商店会
顧問 関口貞次様
会長 石井靖之様
東浦和大通り商店街
会長 澤野伸司様
副会長 岡崎聖祈様

さいたま市緑区長 野島俊雄



要望書に対する回答について

新涼の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、過日、貴会より提出されました要望書について、別添のとおり回答します。
今後とも、緑区政に対するご指導・ご協力の程よろしく申し上げます。

【問い合わせ先】

緑区役所区民生活部

コミュニティ課

電話 712-1130

東浦和駅前サッカーシャトルバス・街路バナーに関する要望書（回答）

1．サッカーの試合開催日における東浦和駅発着のシャトルバスの乗降場所の移動につきましては、市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課より次のとおり回答がありました。

「埼玉スタジアム2002と浦和駒場スタジアムで開催されるサッカーの試合日におけるシャトルバスの乗降場所の移動について、試合の主催者からバス事業者を通じ、所轄の警察署に確認したところ、要望の場所に移動した場合、交通渋滞を引き起こし、交通事故の原因となりかねないため、現在のバスターミナル以外への移動は許可できないとの回答がありましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。」

2．東浦和駅前街路灯及び東浦和駅前通りの街路灯へのバナー設置につきましては、次のとおり回答いたします。

「東浦和駅前街路灯及び東浦和駅前通りの街路灯につきましては、交通・防犯の観点から設置した経緯があります。

今回要望のあったバナーの設置につきましては、既存の街路灯にバナークランプを後付けすることになるため、緑区くらし応援室で安全性についての確認を行いました。専門業者によると、東浦和駅前の街路灯（8本）は昭和48年の駅開業により設置したもので、当時の資料がないため、安全性の判断が出来ないとのことでした。街路灯本体では特に問題は見当りませんが、バナークランプを付けた場合、突風などの影響を受けることから耐久度に問題が生じる恐れがあり、安全性の観点からバナーの設置は困難と考えます。また、埼玉県が設置した東浦和駅前通りの街路灯（12本）についても同様に耐久度に問題があります。

様々な方策も検討しましたが、街路灯へのバナークランプ設置は、現状では難しい状況であります。

しかし、要望書にもあったように『全くサッカーの街を感じさせない駅前の風景を商店会としても住民の方々も悲観しています』のとおり、緑区といたしましても、地域経済の活性化と安心して暮らせるまちづくりの推進のため、今後、東浦和駅前ロータリーの街路灯等を改修する際には、バナークランプを取り付ける方向で検討してまいります。